

## ながの中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

### 1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より長野労働局及び長野県が長野県地域の関係機関を構成員とした「ながの就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「ながのPF」という)を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針2024 においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、ながのPFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代(以下「中高年世代」という。)を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいく。これに伴い、ながのPFについては「ながの中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」(以下「ながの協議会」という。)と名称を改めることとする。

ながの協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

### 2 構成員

ながの協議会の構成員については、別表に掲げる機関・団体で構成する。

なお、必要に応じて他の関係機関等の参画を求めることとする。

### 3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

#### (1)行政機関

##### ①長野労働局

- ・ながの協議会取りまとめ事務局(主担当)
- ・ながの協議会の事業実施計画(以下「事業計画」という。)の策定取りまとめ(主担当)
- ・実施事業の進捗管理(主担当)
- ・各種支援策の周知広報

##### ②長野県(産業労働部労働雇用課)

- ・ながの協議会取りまとめ事務局(副担当)
- ・事業計画の策定取りまとめ(副担当)
- ・実施事業の進捗管理(副担当)

③長野公共職業安定所・松本公共職業安定所

- ・専門窓口等による就職支援
- ・企業説明会、面接会等の開催
- ・企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
- ・職業訓練の充実
- ・好事例の把握
- ・各種支援策の周知広報

④長野県(健康福祉部地域福祉課)

- ・孤独・孤立等、社会参加 に向けた支援を必要とする方の実態やニーズの把握の検討、先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・管内の市町村プラットフォーム(以下「市町村PF」という。)及び長野県孤独・孤立対策プラットフォーム(設置予定)と連携した好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知広報

⑤長野市、松本市

- ・社会参加に向けた支援を必要とする方に係るながの協議会取りまとめ事務局への政策提案

⑥就労等支援機関(ハローワーク長野・松本、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部、ながの地域若者サポートステーション)

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、専用求人の確保
- ・中高年世代を対象を含む職業訓練の充実
- ・ながの協議会取りまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知広報

(2)経済団体、労働団体等

- ・正社員転換の促進、業界・企業への協力要請、行政支援策等の周知
- ・ながの協議会取りまとめ事務局への政策提案

4 ながの協議会における取組事項

ながの協議会においては、次の(1)から(3)までに掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

### (1) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

### (2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3類型の方に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」の推計を参考にすることとする。

#### ① 不安定な就労状態にある方

※正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

#### ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

※統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

#### ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

※ひきこもり状態にある方、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者、孤独を感じている方など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

### (3) 目標及びKPI(当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)の設定並びに事業実施計画の策定

① 目標及びKPIは、検討の上適切なものを設定する。

② 目標を達成するため、事業計画を策定する。

③ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

なお、目標については中高年層(ミドルシニア)窓口におけるチーム支援対象者や、自治体事業による正社員就職実績などを参考に設定する。

また、行動計画は、就職の実現だけでなく、多様な社会参加の場の確保を目指すものとし、ながの協議会は「(2)支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする方については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村PFの取組を支援する。

## 5 ながの協議会の会議運営

(1) ながの協議会に座長を置き、長野労働局職業安定部長をもって充てる。

(2) 上記の協議を行うため、原則年1回以上会議を開催するものとする。

また、会議の開催方法については、書面による開催又はオンラインによる開催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で行うことも差し支えない。

## 6 秘密の保持

ながの協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 7 補則

この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要領は令和7年9月17日より施行する。\_\_